資 料 編

用語説明



用語説明

あ行

【一部の経費】 一部の経費とは、一般会計繰出基準に定められた雨水処理に要す

る経費、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経

費、高度処理に要する経費、流域下水道建設に要する経費等であ

ります。

【一級河川】 一級河川とは、国土保全上または国民経済上特に重要な水系で政

令で指定したものにかかわる河川であり、国土交通大臣が指定し

たものです。

【一般会計】 一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上し

た会計です。

【汚水処理原価】 有収水量 1 m³ あたりの汚水処理費であり、その水準を示します。

汚水処理費は維持管理費と資本費に分けられます。

【汚水中継ポンプ場】

下水管は、汚水が自然に流れるように設置されていますが、深く

なるところでは汚水中継ポンプ場でくみ上げて再び下水管に放流

します。

【汚 泥】 汚泥とは、水中の浮遊物質が重力や生物の作用あるいは薬品(凝集

剤)の作用によって、沈殿、堆積して泥状になったものです。

か行

【改築更新】 下水道施設の全部または一部を新しく作り直したり、取り替えを

行うことです。

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について、人の健 【環境基準値】

康を保護し、生活するうえで維持されることが望ましい基準です。

【管更生工法】 管路の改築は、大きく分けて更生工法と、布設替工法に分けられ ます。既成市街地での施工は、住民の生活、道路交通事情、他企業埋設物などの制約を受けることから、布設替工法による対処が困難になってきております。そこで、開削工法に変わって、欧米諸国において開発され発展してきた非開削工法が技術導入され、更生工法として我が国においても実績が多くなっています。

【管路】 管路とは、管きょ、マンホールなどの総称をいいます。

【基準外】 経費の負担区分に基づき、一般会計が下水道会計に対して行う繰出金の基本的な考え方を繰出基準と呼んでいます。具体的な基準は総務省から毎年度示されます。この繰出基準に沿って下水道会計に繰り入れられる繰入金を「基準内繰入」、それ以外の繰入金を「基準外繰入」と呼びます。

主な繰出基準は、次のとおりです。

雨水処理に要する経費の繰出し基準は、雨水処理に要する資本 費及び維持管理に相当する額であります。

流域下水道の建設に要する経費の繰出し基準は、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設負担金の40%であります。

水洗トイレに係る改造命令等に関する事務に要する経費の繰出 し基準は、水洗トイレへの改造命令及び排水設備に係る監督処 分に関する事務に要する経費の2分の1であります。

不明水の処理に要する経費の繰出し基準は、計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額であります。

【企業会計方式】 株式会社等の民間企業における会計方式です。地方公営企業法を 適用すると企業会計に移行する必要があります。官公庁会計方式 は現金の出入りのみを管理する方式(単式簿記)に対して、企業 会計方式では現金と資産の変動を管理する方式(複式簿記)です。

【起債元利償還金】地方債の返済の元金と利子をいいます。

【繰入金】 一般会計から下水道会計へ支出される経費のことです。事業の遂 行に必要な財源に不足が生じる場合に、一般会計から資金の繰り 入れをおこなって不足分を補てんします。

【下水道地震対策緊急整備事業計画】

平成 18 年度に国の補助事業として「下水道地震対策緊急整備事業」が創設され、地震対策に取り組む必要性が高い地域において、3 年以内に「下水道地震対策緊急整備計画」を策定する必要があり、この計画に基づいて、必要な地震対策を 5 年以内に実施することが求められます。

【下水道処理人口普及率】

下水道整備の状況を表す指標で、行政人口に対する下水道を利用できる人口の割合です。

【下水道台帳】 下水道法第 23 条で定められた自治体が管理する下水道施設情報を 記載した縮尺 1/500 の図面のことです。

【下水道普及率】 下水道整備の状況を表す指標には、行政人口に対する処理人口の 割合を示す下水道処理人口普及率や下水道計画区域面積に対する 処理面積を示す下水道処理面積普及率があります。

【ゲリラ豪雨】 降雨の範囲が非常に狭く、降雨時間が短いにもかかわらず時間あたりの降雨量が非常に多いことをゲリラ豪雨と言われております。

【公共下水道】 市街地における下水を排除、または処理するために地方公共団体 が管理する下水道です。

【公共用水域】 公共用水域とは河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠(こうきょ) 灌漑用水路 その他公共の用に供される水路をいいます。

【高度処理】 高度処理とは、窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な処理方法です。東京湾では、時々「赤潮」が発生します。これは、東京湾に窒素やリンなどの栄養塩類が流れ込む「富栄養化」が大きな原因といわれています。下水中の窒素・リンを除去するには、従来の下水処理法(標準法)では不十分で、窒素・リン除去を目的とした高度処理法を採用する必要があります。

さ行

【財務諸表】 財務諸表とは、企業の財政状態や経営成績を株主等の利害関係者

に対して報告するための資料をいいます。

【事業認可】 公共下水道管理者が公共下水道を設置する場合は、あらかじめ、

事業計画を定め知事の認可を受ける必要があります。

【実施設計】 実際の工事を行うために必要な設計図書を作成することをいいま

す。

【資本費】 地方債元利償還金及び地方債を発行した場合における、受託銀行

または各応募者に支払う受託手数料、引受手数料及び当初登録手

数料等の合計額をいいます。

【資本費平準化債】資本費平準化債とは、下水道事業債の償還期間に生ずる元金償還

費と原価償還費の差額について起債を認め、世代間の負担の公平

を図るために資本費の一部を将来に繰り延べることができる制度

です。

【使用料回収率】 汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標

です。下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費全

てを使用料によって賄うことが原則です。したがって、経費回収

率は、下水道事業の経営を端的に表している指標となります。

【新規事業評価】 新規に事業採択を要求する事業について、あらかじめ整理・公表

された費用対効果分析結果等の指標と事業採択を決定する際の判案は非常に基づき報告を与える。

断基準等に基づき評価を行った上で、事業採択を決定するシステ

ムです。

【水洗化率】 処理区域内人口のうち、公共下水道に接続し、汚水処理をしてい

る人口の割合です。管路整備直後の区域においては、低い水洗化率となる場合が多いですが、100%に近づける努力が必要となりま

す。

【ストック】 資産のことで、管路等の既存下水道施設をさします。

【全体計画】 全体計画とは、下水道で整備する区域についての諸元(計画エリア、幹線管路の位置等)を計画することをいいます。下水道事業を行うにあたっては、この全体計画を最初に策定し、事業認可を受け、実施設計を行い、工事に着手するといった流れとなっております。

【ソフト対策】 ハザードマップの作成や雨量・河川水位の状況について情報提供 を実施するなど、施設にたよらない対策です。

た行

【耐用年数】 耐用年数とは、構造物、機器類等が年数を経て劣化し使用できなくなるまでの年数をいいます。管路についての耐用年数は50年といわれております。

【地下水かん養】 降雨・河川水などが浸透して地下に水が供給されることをいいます。

【地方債】 地方公共団体が、公共施設や道路、水道、下水道などの整備に必要な財源を調達するために、一会計年度を超えて長期にわたり借り入れる借入金です。

地方債を発行することで、今後返済のための元利償還金が発生 しますが、公共施設は将来にわたって使用できることから、世代 間の公平性の観点から、公共施設の整備に必要な財源として活用 しています。

【貯留浸透施設】 河川へ流れ込む雨水を一時的に貯め、地中に浸透させることにより、下流の河川や下水道への負担を軽減するための施設です。

【特定施設】 特定施設とは、工場・事業場の製造工程等で人の健康及び生活環境に被害の生ずるおそれのあるものを含んだ汚水を排出する施設として、法律で定められた施設をいいます。

【都市計画決定】 都市計画を定める場合は、都市計画法の規定による手続きを経て

決定します。公共下水道施設等については、市町村が知事に協議 し、その同意を得たのち市町村都市計画審議会を経て決定します。

な行

【認可申請】 下水道事業計画は、下水道法の規定により都道府県知事の認可を 要するものであり、その申請を行うことを認可申請といいます。

は行

【ハード対策】 管路施設・水路や貯留施設の整備など構造物による対策です。

【パブリックコメント】

パブリックコメントとは、市の重要な施策、たとえば計画などを策定していくなかで、その計画などの素案を公表し、広く市 民の皆さんに意見や情報を求め、提出された意見などを考慮し て決定していくものです。

【BOD】 BOD とは、生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand) の略で、水の汚染度を表します。BOD の値が大きければ、水中の有機物を栄養分とする微生物の活動が活発であり、消費される酸素量も多く、水中の汚染度が高いことを示します。

【BOD75%値】 BOD の測定結果が環境基準に適合しているかどうかを評価する際、 各月毎のデータが年間 12 個ある場合、水質の良い順に並べて 9 番目の値を BOD75%値といいます。この値が基準値以下ならば環境基準に適合していると評価します。

【不明水】 汚水の処理水から、使用料対象水、区域外受入れ汚水、その他経費負担すべき汚水が明らかなものを除いたもの。計画汚水量を定めるときにはあらかじめ一定量の地下水量を見込むこととされています。

【分流方式】 汚水と雨水を別々の管路施設に集めて排除する下水道方式です。 汚水はすべて終末処理場で処理し、雨水は川などへ直接放流しま す。 【平準化】 平準化とは、整備量を平均化し均等に配分することをいいます。

【防災拠点】 防災拠点とは、地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地 において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設で、重要な 役割、機能が求められています。

や行

【有収水量】 処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる水量です。有収率が

高いほど使用料徴収の対象とならない不明水が少なく、効率的といえます。下水道では、管路の接続部分、マンホール等からある程度の不明水が流入することはやむを得ないですが、著しく有収率が低い場合は多量の不明水が発生する原因の究明とその削減に努める必要があります。

ら行

【流域下水道】 二つ以上の市町村の区域における下水を排除する下水道で都道府

県が設置・管理する下水道です。

【類型】 類型とは、水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目につい

ては、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められています。現在、河川は 6 種類、湖沼は 4 類型 (全窒素および全リンについては 5 類型)、海域は 3 類型 (全窒素および全リンについては 4 類型)に区分されています。このため、ある水域がどの類型に該当するかを個別に内閣総理大臣または都道府県知事が、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じて数個の水域類型 (ランク付け)

(E類型とは、川の水を飲料、水産、農業では使用できず、工業で使うときは特殊な浄化を必要とし、日常生活に不快を感じさせないというランクです。)

指定する必要があり、このことを類型指定といいます。